新居浜市上工下水道施設包括委託事業 基本協定書(案)

令和7年10月

新居浜市上下水道局

【代表企業】

【構成員】

【構成員】

目 次

第1条	(目的及び解釈)	1
第2条	(当事者の義務) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3条	(事業予定者の設立) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第4条	(事業予定者の出資者) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第5条	(株主間契約の締結等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第6条	(事業契約の締結)	3
第7条	(業務の委託・請負)	
第8条	(準備行為)	4
第9条	(談合その他の不正行為による事業契約の不締結等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 10 条	(暴力団排除に係る事業契約の不締結等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第11条	(事業契約不調の場合の処理) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 12 条	(本事業終了時の知的財産権対象技術) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 13 条	(本事業終了後の代表企業の責任) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第 14 条	(秘密保持)	
第 15 条	(契約の変更)	
第 16 条	(準拠法及び管轄裁判所)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 17 条	(有効期間)	
第 18 条	(疑義に関する協議)	8

別紙1 設立時の出資企業一覧

別紙 2 出資者保証書の様式

別紙3 業務委託請負先

新居浜市上工下水道施設包括委託事業(以下「本事業」という。)に関し、新居浜市 (以下「甲」という。)と●グループ¹(以下「乙」という。)との間で、以下のとおり、 基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

第1条 (目的及び解釈)

- 1 本基本協定は、本事業に関して甲が実施した公募型プロポーザルにおいて乙が 優先交渉権者として決定されたことを確認し、甲と乙が本事業を実施するために 設立する特別目的会社(以下「事業予定者」という。)との間において、本事業 に係る事業契約(以下「事業契約」という。)を締結することに向けての、甲及 び乙の義務を定める。
- 2 本基本協定において用いられる語句は、次の各号に掲げるもの及び本文中において特に明示されているものを除き、甲が令和7年9月2日付けで公表した新居 浜市上工下水道施設包括委託事業 募集要項(その後の変更を含み、以下「募集 要項」という。)において定められた意味を有する。
 - (1) 「応募グループ」とは、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成される グループをいう。
 - (2) 「業務委託請負契約」とは、事業予定者及び業務委託請負先との間で締結される本事業に係る各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。
 - (3) 「業務委託請負先」とは、本事業に係る各業務の全部又は一部を事業予定者 から直接受託し又は請け負う代表企業及び構成員その他第三者をいう。
 - (4) 「協力企業」とは、構成員のうち出資企業以外の者をいう。
 - (5) 「構成員」とは、応募グループを構成する、【代表企業名】、【構成員 名】、【構成員名】及び【構成員名】をいう。
 - (6) 「出資企業」とは、構成員のうち、事業予定者に出資を行う企業であって、 【代表企業名】、【出資企業名】及び【出資企業名】をいう。
 - (7) 「代表企業」とは、応募グループにより応募した構成員のうち、乙を代表して応募手続を行う企業であって【代表企業名】をいう。
 - (8) 「提案書」とは、代表企業その他構成員が令和7年●月●日付けで甲に提出 した本事業の実施に係る提案書一式をいう。
 - (9) 「役員等」とは、個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。

¹ 応募者が、応募グループではなく、単独の応募企業の場合には、代表企業、構成企業その他応募グループを前提とする規定を修正する。

- (10)「要求水準書」とは、募集要項と併せて公表された「新居浜市上工下水道施設包括委託事業要求水準書」(その後の修正を含む。)をいう。
- 3 本基本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本基本協定 の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 4 本基本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本基本協定に適用される。

第2条 (当事者の義務)

- 1 甲及び乙は、本事業に関する、甲と事業予定者との間での事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。
- 2 乙は、事業契約の締結のための協議においては、本事業の事業者選定手続にお ける甲及び新居浜市上下水道事業ウォーターPPP審査委員会の要望事項を尊重 しなくてはならない。

第3条 (事業予定者の設立)

- 1 出資企業は、本基本協定締結後、遅滞なく、事業契約の締結までに、募集要項、事業提案書及び次の各号の定めに従って、本事業の遂行のみを目的とする事業予定者を新居浜市内に設立する。代表企業は、事業予定者の設立登記の完了後速やかに事業予定者からその履歴事項全部証明書(設立時の取締役、監査役及び会計監査人を証明するもの)及び定款の原本証明付写しを甲に提出するものとし、その後、取締役、監査役及び会計監査人の改選(再選を含む。)がなされた場合又は定款を変更した場合も同様とする。
 - (1) 事業予定者は、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社とする。
 - (2) 事業予定者の設立時の資本金は●●円とする。
 - (3) 事業予定者を設立する発起人には、出資企業以外の第三者を含めてはならない。
 - (4) 事業予定者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載する。
 - (5) 事業予定者の本店所在地は、新居浜市内とする。
 - (6) 事業予定者は、会社法第107条第2項第1号イに定める事項について定款に 定めることにより、事業予定者の全部の株式を譲渡制限株式とする。ただ し、会社法第107条第2項第1号ロに定める事項及び会社法第140条第5項 ただし書に定める事項については、事業予定者の定款に定めてはならない。
 - (7) 事業予定者は、会社法第108条第2項各号に定める事項について定款に定め を置いてはならない。
 - (8) 事業予定者は、会社法第109条第2項に規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款に定めてはならない。

- (9) 事業予定者は、会社法第326条第2項に規定する取締役会、監査役及び会計監査人の設置に関する定款の定めをおかなければならない。
- 2 出資企業は、本事業が終了するまで、事業予定者に事業譲渡・譲受、合併、会 社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならない。

第4条 (事業予定者の出資者)

- 1 出資企業は、前条第1項の規定に基づき事業予定者を設立するに当たり、<u>別紙</u> <u>1</u>(設立時の出資企業一覧)に設立時の出資額として記載されている金額及び数 量の事業者の株式を引き受けなければならない。
- 2 出資企業は、以下の各号に定める事項を誓約し、<u>別紙 2</u>(出資者保証書の様式)の様式による出資者保証書を事業契約の締結と同時に甲に提出しなければならない。
 - (1) 各出資企業は、事業予定者の全株式を保有し、甲の事前の書面による承諾が ある場合を除き、かかる株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処 分を行ってはならない。
 - (2) 各出資企業は、甲の事前の書面による承諾を得た上で、その所有に係る事業 予定者の株式を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、<u>別紙 2</u>(出資者 保証書の様式)の様式による出資企業保証書あらかじめ甲に提出させなけれ ばならない。
 - (3) 事業予定者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、各出資企業は、これらの発行を承認する株主総会において、各出資企業による事業予定者の全株式の保有が維持されるよう、その保有する議決権を行使しなければならない。

第5条 (株主間契約の締結等)

- 1 出資企業は、前条第2項各号に定める事項を含む内容について定めた株主間契約を締結し、その内容を証するため、当該株主間契約の写しを事業契約の締結と同時に甲に提出しなければならない。
- 2 出資企業以外の第三者が事業予定者の株主となる場合、出資企業は、当該第三者をして、前項に定める株主間契約に関して、当該第三者を当事者に含める旨の変更を行わせなければならない。なお、この場合において、出資企業は、当該変更後の株主間契約の写しを、変更後ただちに甲に提出しなければならない。

第6条 (事業契約の締結)

1 甲及び乙は、本基本協定締結後、令和8年10月末日を目途として、甲と事業 予定者の間で事業契約が締結されるよう、誠実に対応する。

- 2 甲は、事業契約の文言に関し、乙より説明を求められた場合、募集要項において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 甲及び乙は、事業契約の締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくて はならない。

第7条 (業務の委託・請負)

- 1 乙は、事業予定者をして、統括管理業務、コンサルタント業務のうち水道・工業用水道改築年次計画見直し及びストックマネジメント計画策定業務(第3期及び第4期)、運転管理業務における調達管理業務並びに保守管理業務における保守点検業務(法定点検、自主検査及び設備機器の清掃を除く)については事業契約締結後速やかに、並びに改築工事及び整備工事については業務着手目までに、それぞれ別紙3(業務委託請負先)に定める業務委託請負先に委託又は請け負わせ、当該各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出させなければならない。
- 2 乙は、事業予定者をして、本事業に係る各業務のうち前項に定める業務以外の 業務の全部又は一部を業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着 手する日までに、当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を 締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出させなければ ならない。
- 3 第1項及び第2項により事業予定者から業務の実施を受託し又は請け負った構成企業は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

第8条 (準備行為)

- 1 甲及び乙は、事業契約の締結前にも、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、それぞれ必要かつ相当な範囲で、相手方の準備行為に協力しなくてはならない。
- 2 乙は、事業契約の締結後速やかに、前項の準備行為及び甲の協力の結果を事業 予定者に対し引き継がなくてはならない。

第9条 (談合その他の不正行為による事業契約の不締結等)

1 甲は、乙の構成員が本事業の優先交渉権者選定手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本基本協定を解除すること及び事業契約を解除し、又は事業契約を締結しないことができ、このため乙の構成員に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止 法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違 反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定した とき。
- (4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)。
- 2 乙の構成員は、本事業の優先交渉権者選定手続に関して前項各号のいずれかに 該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否か、及び事業契約を解除するか 否か又は事業契約を締結するか否かにかかわらず、事業契約に規定されるべき サービス対価総額の1事業年度相当額(消費税等を含み、事業契約に規定される べきサービス対価総額の10分の1の額とする。)の10分の1の金額を違約罰と しての賠償金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙の構成 員が本基本協定を履行した後も、同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙の構成員に対しその超過分につき賠償金を 請求することができる。
- 4 第2項及び前項までの場合において、乙の構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に落札者となった応募グループを解散しているときは、乙の構成員であった者についても、同様とする。

第10条 (暴力団排除に係る事業契約の不締結等)

- 1 甲は、乙の構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除 すること及び事業契約を解除し、又は事業契約を締結しないことができ、このた め乙の構成員に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
 - (1) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(新居浜市暴力団排除条例(平成23年条例第29号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (2) 役員等が、次項、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に 損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている と認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用 するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が (1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締 結したと認められるとき。
- (7) 乙の構成員のいずれかが、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契 約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((6) に該当する場合を除く。)に、甲が当該構成員に対して当該契約の解除を求 め、当該構成員がこれに従わなかったとき。
- 2 乙の構成員は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否か、及び事業契約を解除するか否か又は事業契約を締結するか否かにかかわらず、前条第2項に定める金額を違約罰としての賠償金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙の構成員に対しその超過分につき賠償金を 請求することができる。
- 4 前二項の場合において、乙の構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければ ならない。乙が既に優先交渉権者となった応募グループを解散しているときは、 乙の構成員であった者についても、同様とする。

第11条 (事業契約不調の場合の処理)

- 事由の如何を問わず、甲と事業予定者との間で事業契約が締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認する。ただし、事業契約が締結に至らなかった理由が乙の責めに帰すべき事由によるものでないと認められる場合、甲は、乙が本事業の準備に関して既に支出した費用について、合理的な範囲でこれを負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項又は第10条第1項の規定に従い事業契

約が解除され又は事業契約が締結に至らなかった場合には、甲は乙に対し、本基本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。

第12条 (本事業終了時の知的財産権対象技術)

乙の構成員は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等が事業予定者により本事業に導入された場合であって、当該導入技術等のうち甲が指定したものについては、甲及び甲が指定する者に対し、事業契約終了後における本施設の運営のための当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾し(ただし、事業契約の終了日において事業予定者が乙の構成員に対して当該導入技術の利用に係る対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該導入技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償(甲が合理的と認める範囲に限り、かつ、合理的な理由のない限り事業予定者が負担していた金額を上限とする。)かつ無期限で許諾することで足りる。)、当該利用許諾に関して甲又は甲が指定する者から協力を求められた場合には必要な協力を行わなければならない。

第13条 (本事業終了後の代表企業の責任)

本事業終了後、事業予定者が解散等を行う場合において、甲の請求があるときは、代表企業は、事業契約に基づき事業予定者が甲に対して負担する義務を、事業契約の規定に従い免責的に引き受けなければならない。

第14条 (秘密保持)

- 1 甲と乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本基本協定に関する情報(本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。)を第三者に開示してはならず、本基本協定の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、本基本協定に 関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、 税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負う ことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある業務委託請負先、若しくは本事業に関して事業予定者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公

認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持 義務を負うことを条件として開示する場合

(3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関(金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。)の命令により開示を求められた情報を開示する場合

第15条 (契約の変更)

本基本協定は、甲及び乙の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第16条 (準拠法及び管轄裁判所)

本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第17条 (有効期間)

- 1 本基本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本基本協定の締結日 から本事業終了の日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本基本協定の規定に従い、事業契約が解除され又は 事業契約が締結に至らなかった場合には、甲又は乙の代表企業が相手方に対して 書面で通知することにより、本基本協定の有効期間は終了する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号(ただし、第2項の規定に従って又は甲及び乙の合意により、本基本協定の有効期間が終了する場合については第3号、第5号乃至第7号に限る。)に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続する。
 - (1) 第9条第2項から第4項まで
 - (2) 第10条第2項から第4項まで
 - (3) 第11条
 - (4) 第12条
 - (5) 第13条
 - (6) 第14条
 - (7) 第16条
 - (8) 本条

第18条 (疑義に関する協議)

本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本協定 の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、こ れを定める。

以 上

(以下余白)

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙の代表企業その他構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

令和8年●月●日

(甲) 新居浜市

(乙) (代表企業)

(構成員)

(構成員)

別紙1 設立時の出資企業一覧

事業予定者の資本金の額 事業予定者の発行可能株式 事業者の発行済株式の総数	:【 】円 総数:【 】株 :【 】株
出資企業(代表企業) 商号 所在地 出資額 引き受ける株式の総数 引き受ける株式の種類	【商号】 【住所】 【 】円 【 】株 普通株式
出資企業 商号 所在地 出資額 引き受ける株式の総数 引き受ける株式の種類	【商号】 【住所】 【 】円 【 】株 普通株式
出資企業 商号 所在地 出資額 引き受ける株式の総数 引き受ける株式の種類	【商号】 【住所】 【 】円 【 】株 普通株式

別紙 2 出資者保証書の様式

●年●月●日

新居浜市

【肩書き】 【●】殿

出資者保証書

新居浜市(以下「市」という。)並びに優先交渉権者である【代表企業名】、【構成員名】、【構成員名】との間で、令和 8 年●月●日付けで締結された新居浜市上工下水道施設包括委託事業 基本協定書(以下「本基本協定」という。)に関して、出資企業である【 】、【 】及び【 】(以下「当社ら」と総称する。)は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業予定者が、令和 8 年●月●日に、会社法(平成 17 年法律第 86 号)上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における事業予定者の総株主の発行済株式の総数は●株であること。
 - (2) 当社らが保有する事業予定者の株式の総数は●株であり、そのうち●株は【代表企業名】が、●株は【出資企業名】が、●株は【出資企業名】が、それぞれ保有すること。当社らがかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の合計額は●円であり、そのうち●円は【代表企業名】が、●円は【出資企業名】が、●円は【出資企業名】が、●円は【出資企業名】がそれぞれ払い込み済みであること。
- 3 事業予定者が、本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが 保有する事業予定者の株式の全部又は一部を、金融機関等に対して譲渡し又は当該株 式の全部又は一部に担保権を設定する場合、事前に、その旨を市に書面で通知し承諾 を得ること。この場合、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しを、契約締結 後速やかに市に提出すること。
- 4 前項又は本基本協定に規定する場合を除き、当社らは、当該株式の譲渡、担保権の 設定その他一切の処分を行わないこと。

5 事業予定者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、これ らの発行を承認する株主総会において、各出資企業による事業予定者の全株式の保有が 維持されるよう、その保有する議決権を行使すること。

以 上

(代表企業)

【代表企業名】

(出資企業)

【出資企業名】

(出資企業)

【出資企業名】

別紙3 業務委託請負先